

原子力災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する運用細則

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書（以下「協定」という。）第12条に基づき、青森県（以下「甲」という。）と公益社団法人青森県バス協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定の運用に関する細則を締結する。

（趣旨）

第1条 この細則は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、同法施行令第1条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における協定の実施に関し必要な事項を定める。

（業務実施の基準及び内容）

第2条 甲は、原子力災害時等において、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）が受ける線量の予測値が、平常時の一般公衆の線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に限り、協定第2条の規定により、乙に対して、協力の要請を行うものとし、その際、当該従事者に対し放射線防護措置を講じ、その安全に配慮するものとする。

2 原子力災害時等において、協定第3条各号に規定する業務（以下「輸送業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

（1）警戒事態（原子力災害対策特別措置法第6条の2に規定する原子力災害対策指針（以下「指針」という。）において定める緊急事態区分をいう。以下同じ。）

指針において定める予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）における施設敷地緊急事態要避難者の輸送の準備その他の輸送業務の実施

（2）施設敷地緊急事態

PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の輸送の実施、PAZ内のその他の住民等の輸送の準備その他の輸送業務の実施

（3）全面緊急事態

PAZにおける住民等（施設敷地緊急事態要避難者を除く）の輸送の実施、指針において定める緊急時防護措置を準備する区域における住民等の輸送の準備、輸送の実施その他の輸送業務の実施

3 前項の施設敷地緊急事態要避難者とは、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。

(甲が実施する対策)

第3条 原子力災害時等において、甲は、従事者の安全確保対策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 乙に無償貸与する防護服及び個人線量計等の放射線防護資機材の確保並びに当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備
- (2) 乙、乙の会員及び従事者が輸送業務上連絡を取る通信手段の確保
- (3) 国との連携による放射線及び放射線防護に関する研修の機会の提供
- (4) 協定第2条第1項の協力要請の際における輸送業務に必要な災害情報及び避難関連情報等の乙への迅速な提供

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 甲乙間の連絡体制の整備
- (2) バスの円滑な誘導等の実施
- (3) 業務に使用した車輛の放射能汚染検査及び簡易除染の実施
- (4) その他輸送業務の円滑な実施に必要な事項

3 前2項の対策の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に協力するものとする。

(雑則)

第4条 この細則に定めのない事項及びこの細則に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この細則は、締結の日からその効力を生じるものとする。

この細則の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 青森市大字浜田字豊田139番21号

公益社団法人 青森県バス協会

会 長 工藤 清